

## 条例の目的

富士登山に関し必要な事項を定めることにより、富士山の環境の保全及び安全で快適な富士登山の実現を図り、もって世界遺産富士山の有する顕著な普遍的価値を保全し、後世に引き継ぐことを目的とします。

区 分	内 容								
入山条件 及 規制内容	<p><b>登山者が入山*する際、以下の条件に適合していることを確認し、入山証を交付します。</b>  <b>入山証は登山中に携帯して、県から提示を求められた際は、提示しなければなりません。</b></p> <p style="text-align: center;">*入山とは、下表の「基準点」より山頂側に立ち入ることをいいます。</p>								
	入山条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>－富士山の保全、安全登山に係るルール・マナーの事前学習（eラーニング）の修了</li> <li>－夜間規制時間帯の入山は、山小屋の宿泊予約</li> <li>－入山料（手数料）の納付</li> </ul>							
	規制内容	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th style="width: 15%;">登山口 区分</th> <th style="width: 25%;">富士宮口</th> <th style="width: 25%;">御殿場口</th> <th style="width: 35%;">須 走 口</th> </tr> </table>	登山口 区分	富士宮口	御殿場口	須 走 口			
		登山口 区分	富士宮口	御殿場口	須 走 口				
基 準 点		富士宮市粟倉地内で 県が定める地点	御殿場市中畑地内で 県が定める地点	小山町須走地内で 県が定める地点					
夜 間 規 制 時 間	<p><b>午後2時から翌午前3時まで</b></p> <p>* 夜間規制時間も山小屋の宿泊予約があれば、入山できます。</p>								
入 山 料	<p>1人 <b>4,000円</b></p> <p>* 静岡県手数料徴収条例で定めます。                      * 入山料は、運営管理や安全対策、環境保全のために使用します。                      * 富士山保全協力金については、入山料の導入に伴い廃止する。</p>								
規制期間	開山期間中								